

令和5年度北海道中学校体育大会
第51回北海道中学校ソフトボール大会開催要項

- 1 主催 北海道中学校体育連盟・北海道教育委員会・京極町教育委員会・喜茂別町教育委員会・真狩村教育委員会
留寿都村教育委員会・倶知安町教育委員会・北海道ソフトボール協会
- 2 主管 後志中学校体育連盟・後志ソフトボール協会・倶知安町ソフトボール協会
- 3 後援 北海道・京極町・喜茂別町・真狩村・留寿都村・倶知安町・北海道都市教育委員会連絡協議会
北海道町村教育委員会連合会・北海道中学校長会・後志管内小中学校長会・(公財)北海道体育協会
北海道PTA連合会・札幌市PTA協議会・北海道新聞社
- 4 会期 令和5年7月21日(金)、22日(土)、23日(日)(3日間、雨天順延)
- 5 会場 監督会議 倶知安町公民館「中ホール」
競技場 倶知安町営ソフトボール場「きたろくグラウンド」 虻田郡倶知安町北6条東8丁目
表彰式 倶知安町営ソフトボール場「きたろくグラウンド」 *競技終了後
- 6 日程

	7月20日 (木)	13:00~16:30 公開練習 「大会会場(倶知安町営ソフトボール場「きたろくグラウンド」)			
第1日目	7月21日 (金)	9:00~12:00	12:30~	14:30~	
		公開練習 ＜会場＞倶知安町営ソフトボール場 「きたろくグラウンド」	専門委員会 ＜会場＞ 倶知安町公民館 中ホール	監督会議	
第2日目	7月22日 (土)	8:00~ 審判・記録員会議	競技 ＜会場＞倶知安町営ソフトボール場「きたろくグラウンド」		
第3日目	7月23日 (日)	競技 ＜会場＞「同上」			表彰式 (競技終了後)

- 7 大会開催区分 北海道中学校体育連盟に加盟もしくは登録しているチーム参加での開催とする。
(加盟および登録の方法については、北海道中学校体育連盟の規程に則る。)

8 参加資格

- (1) 北海道中学校体育連盟に加盟する中学校・中等教育学校・義務教育学校に在籍する生徒で、北海道中学校体育大会への出場資格を得、当該学校長及び当該地区中体連会長が出場を認めた生徒とする。
- (2) 年齢は、平成20年4月2日以降に生まれた者に限る。
- (3) 前項以外の生徒が参加を希望する場合は、令和5年6月30日までに、北海道中学校体育連盟に申し出ること。
- (4) 参加生徒の引率者及び監督は、当該学校の校長・教員・部活動指導員とする。
- (5) 外部指導者(コーチ)は校長が認めた者で北海道中学校体育連盟に登録された者とする。
- (6) 監督・引率者は、部活動の指導中の暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。
外部指導者は校長から暴力等による指導措置が無いこと。
- (7) チームは、単一学校の生徒で編成されたものであること。但し、地区中体連会長が認めた複数校合同チームや拠点校部活動チームはその限りではない。複数校合同チームの監督・引率は出場校の校長または教員があたるものとする。なお、やむを得ない場合は代表監督・引率を認める。また、拠点校部活動については、拠点校の校長または教員が監督・引率を務めること。
- (8) 北海道中学校体育大会に学校教育法第134条の各種学校(第1条に掲げるもの以外)と地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の参加を認める。
- (9) 北海道中学校体育大会における参加の特例
 - ◎学校教育法134条の各種学校在籍生徒
 - ①学校教育法第134条の各種学校(第1条に掲げるもの以外)に在籍し、北海道中学校体育連盟の各地区予選会に参加を認められた生徒であること。
 - ②参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
 - A 北海道中学校体育大会の参加を認める条件
 - ア 北海道中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が我国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
 - ウ 参加を希望する学校にあっては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該校顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること。

- B 北海道中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件
- ア 北海道中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 北海道中学校体育大会参加に際しては、責任ある当該校校長又は教員が生徒を引率すること。また万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

◎地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生

- ①地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、北海道中学校体育連盟の各地区予選会に参加を認められた生徒であること。
- ②北海道中学校体育大会に参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。
- A 北海道中学校体育大会の参加を認める条件
- ア 北海道中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。
 - ウ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあつては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに適切に行われていること。
 - エ 『運動部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
 - オ 当該競技を管轄する北海道競技団体もしくは地区競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で地区中学校体育連盟に登録していること。
 - カ 北海道における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - キ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
- B 北海道中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件
- ア 北海道中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 北海道中学校体育大会参加に際して、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - ウ 北海道中学校体育大会への参加に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
 - エ 団体競技における地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。
- C 参加を認めない場合
- ア 北海道中学校体育大会の参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。
- ③北海道中学校ソフトボール大会の大会参加に関する細則
- 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は、北海道全域での選手登録が可能であることから、北海道大会からの参加とする。ただし、日本ソフトボール協会の登録に加え、北海道中体連の規程に則って、登録をしていることを条件とする。
- A 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の扱いについて
- ・「学校部活動から移行した地域部活動」や「休日と平日の扱いが異なるチーム」等については、当面の間、その実施母体や活動状況を北海道中体連ソフトボール専門委員会が判断し、学校部活動として扱うこともできるものとする。その場合は、構成が北海道中体連の学校部活動の合同規程を満たしており、学校の教員・部活動指導員等の指導の元での活動であることを条件とする。（ただし、全国大会への出場は日本中体連の合同規程に準じる。）
- B 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の出場
- ・地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の出場は、北海道大会からの出場とする。ただし、実情に応じて下部大会からの参加を検討することは差し支えない。
 - ・北海道大会における、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の出場枠数や出場チーム決定方法については、実情に応じて、北海道中体連ソフトボール専門委員会および北海道ソフトボール協会と協議し、決定する。
- C チーム登録について
- ・選手は、全国大会につながる各管内および北海道大会において途中から別のチームに加入しての出場はできない。
 - ・管内大会及び北海道大会、全国大会のチーム構成は、同じ登録メンバーでなければいけない。
 - ・同一大会で複数のチームの監督・コーチ・引率者等を務めることはできない。
 - ・学校部活動のチームについては、北海道大会の出場チームの日ソ登録は必須とする。
- (10) 参加者は、開催要項に掲げる個人情報の取り扱いについて了承するものとする。

9 参加チーム数

学校部活動のほか地域スポーツ団体等を含め男女各18チームとする。

ただし、参加チーム数が18チームに満たない場合は、予選出場チーム数の多い地区から順に大会規模拡大とならないよう、近年の大会規模に準じて割り当てる。地域スポーツ団体等についても、同様とする。

【この措置に伴い、開催管内枠と、開催地枠については、削除する】

・地域移行した地域部活動（休日のみの移行の形態も含む）については、本拠となる地区や選手構成など、その実態に応じて北海道中体連ソフトボール専門委員会の判断により学校部活動としての参加を認める。

10 チーム構成

- (1) チームの構成は、選手（スコアラーを含む）18名以内、監督1名、コーチ1名、引率責任者1名とし、ベンチ入りすることができる。
- (2) コーチは当該学校の教員とするが、外部指導者（コーチ）を置く場合は、上記記載の8(7)項に該当するものとする。
- (3) ユニフォームナンバーは、主将は10、監督は30、コーチは31または32をつけ、主将以外の選手は、10・30・31・32を除く1～99をつける。

11 競技規則

- (1) ルールは（公財）日本ソフトボール協会2023年度オフィシャル・ソフトボールルールに準じる。
- (2) サスペンデッドゲームを適用する。
- (3) ベースコーチは登録された選手のみの出場とする。コーチがベンチを出て指示することは認めない。
- (4) コーチのフィールドイングは認めるが、選手交代・打ち合わせ・抗議等の権限は認めない。
- (5) 金属製スパイク及びセラミック製スパイクは禁止する。

12 競技方法

トーナメント方式で行う。ただし、3位決定戦は行わない。

13 使用球

使用球はナガセケンコー製ゴムボール検定3号球とする。なお、試合球は主催者側で用意する。

14 組み合わせ抽選

令和5年7月11日（火）13:00より、開催地事務局（京極中）において、専門委員長立ち会いのもと、公開抽選を行う。

15 大会参加料 1チーム30,000円

16 表彰

入賞は3位までとする。3位までの入賞者全員にメダルを授与する。また1位チームに優勝旗を授与する。（持ち回り）

17 大会参加申込

- (1) ①申し込みは、エクセル書式【様式1】「参加申込書」を入力し、同時に作成される【様式3】「プログラム原稿」を下記e-mail宛てに送信すること。その後、【書式1】を出力し、公印捺印の上申込先まで郵送すること。
合同部活動チームは、【様式2】も同様にe-mail送信し、構成される全校の公印捺印の上併せて郵送すること。
②「大会参加料」は、下記振込先に振込みすること。
- (2) 申込期限 令和5年7月10日（月）15:00必着

(3) 申込先〒044-0121 虹田郡京極町字三崎91番地 京極町立京極中学校 Tel: 0136-42-2160 fax: 0136-42-2360 e-mail: kyochu02@town-kyogoku.ed.jp

- (4) 参加料振込先

北海道信用金庫（金融機関コード 1001）京極支店 （店番号）111 口座番号（普通）4336234 北海道中学校体育大会ソフトボール大会実行委員会 代表 林 尚起
--

18 宿泊 希望チームへ紹介する。（株）JTB札幌支店が取り扱う。

19 全国大会への参加

- (1) 本大会で優勝の男子1チームと、優勝・準優勝の女子2チームは北海道代表として全国大会への出場が認められる。（選手登録は北海道大会と同じであること。）
- (2) 宿泊については、宿泊要項において実行委員会より斡旋されている宿泊を必ず使用すること。
- (3) 開催地 香川県丸亀市 令和5年8月18日（金）～8月21日（月）

20 個人情報の取り扱い

- (1) 大会参加者の氏名・所属・学年および大会成績は、プログラム、掲示板、ホームページ及び記録集「闘志と栄光の軌跡」へ掲載のために利用する。
- (2) 選手の写真是、記録集「闘志と栄光の軌跡」へ掲載するために利用する。
- (3) 選手の生年月日は、年齢を確認するために利用する。
- (4) 引率者または監督の連絡先は、大会運営のため、緊急を要する場合に利用する。

21 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防について

- (1) 参加者は、「北海道中学校体育大会におけるインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等に関わる大会参加等についての基本的な考え方について」を遵守し、大会に参加すること。
- (2) 今後、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等の感染拡大によって、国や北海道などから大会開催についての指導・助言があった場合や、開催自治体などが当該地域において大会を開催することが難しいと判断した場合は、主催団体において大会の開催について改めて協議する。

22 その他

- (1) （公財）日本ソフトボール協会の『新型コロナウイルス感染症（COVID-19）におけるソフトボール活動の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン』の廃止に準じた（従前と同様の）扱いとするが、個人やチームの判断において基本的な感染予防を心がけること。
- (2) 監督は監督会議に必ず出席すること。ただし、外部指導者（コーチ）は監督会議に出席することはできない。
- (3) 監督会議に出席する者は、ユニフォームを着用すること。
- (4) 選手の変更、追加及びユニフォームナンバーの変更は認められない。
- (5) 大会期間中の負傷・疾病に関しては5、応急処置のみ行う。独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めを適用する。